

# 新型コロナワクチン接種情報

8月23日現在

ワクチン接種の対象者等が下記のように変更されました（令和3年8月3日変更）

製造	対象者	接種間隔・回数	備考
ファイザー社	笠間市内に住所のある 12歳以上の方	21日間隔で2回	市の集団接種、市内医療機関で使用
武田／モデルナ社	※ただし、アストラゼネカ 社のワクチンは、 <u>必要が ある場合</u> (※1)を除き、 40歳以上	28日間隔で2回	県の大規模接種、職域接種で使用
アストラゼネカ社		28日間隔で2回	

※1 必要がある場合とは…他のワクチン含有成分へのアレルギーがある等で、本人が希望する場合や、他のワクチンの流通停止等緊急の必要がある場合

## 16歳未満の方の予防接種

○接種の際、予診票の署名欄には保護者の氏名を署名してください。予診票に保護者の署名が無い場合、予防接種は受けられません。

○接種当日は、原則、保護者の同伴が必要です。

ただし、中学生以上の方に限り接種会場で認められれば、保護者の同伴がなくても、接種を受けることが可能です。

- ・保護者の方が接種に同意していることが必須となります。予防接種の説明書を読み、効果や副反応について理解したうえで、予診票の接種希望欄をチェックし、保護者自署欄を記入してください。
- ・接種当日に必要なに応じて保護者の方に確認する場合や、緊急連絡の際に必要なとなりますので、予診票の電話番号欄には、必ず保護者の方と連絡がつく電話番号を記載してください。

保護者がやむを得ない理由で同伴できない場合

- ・接種を受けるお子さんの普段の健康状態を良く知っていて、医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解したうえで、接種に同意する権限を委任できる親族が同伴し、予防接種を受けることも可能です。
- ・保護者の委任状が必要となりますので、任意の書式で記載し、接種当日お持ちください。



※10代の方のワクチン接種は、ワクチン供給や接種の状況により実施いたします。詳細については決まりしだいホームページ等でお知らせしますのでご理解ください。

問 笠間市予約・相談センター TEL.0570-052-567(有料) 8:30～17:15(土日祝日も受付)  
〈・集団接種の予約 ・ワクチン接種の相談 ・クーポン券の紛失に関する事〉



市ホームページ